

身体拘束最小化に向けた当院の取り組みについて

当院では「身体拘束しない同意書」を導入し、以下の取り組みで入院患者さんの人権を尊重しています。

- 1 病院長、総看護師長、認知症看護認定看護師が中心となり、身体拘束最小化に向けて取り組むことを院内掲示し、職員に周知しています。
- 2 身体拘束の最小化会議を毎月開催し、全職員を対象とする研修会を年2回以上実施しています。
- 3 入院時に本人・家族に当院は身体拘束を行わない方針であることを説明し、了解をいただきます。
(身体拘束をしない同意書)
- 4 身体拘束最小化チームは定期的な巡回を行い、用具の一元管理をしています。
- 5 身体拘束が行われている患者がいる場合、身体拘束最小化チームが病棟スタッフと共に解除に向けた具体的な検討を行います。
- 6 身体拘束の実施率について院内掲示、ホームページに掲載しています。